

定額自動振込規定

1. (自動振込の取扱い)

当行は、定額自動振込依頼書に記載された依頼内容（振込日・振込金額・指定預金口座・受取人等）にしたがって、振込日（当日が銀行休業日の場合は前営業日か翌営業日かの指定が可能）に指定預金口座から振込金額を引落しのうえ、受取人宛振込みます。

2. (手数料)

- (1) この取扱いにあたっては、当行所定の手数料（取扱基本料、振込手数料）をいただきます。
- (2) 手数料改定の際は、改定日以降手数料をいただきます。なお、改定内容は、店頭表示、ホームページでの告知その他相当の方法で周知し、個別の通知は省略させていただきます。

3. (指定預金口座からの引落とし等)

- (1) 指定預金口座からの引落としについては、当座勘定規定または普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）にかかわらず当座小切手の振出しまたは通帳および払戻請求書の提出は不要とし、当行所定の方法により処理いたします。
- (2) 取扱基本料は、当行所定の料率と計算方法により前払いで処理させていただきます。
 - イ. 初回取扱基本料は、初回振込日の属する月から最初に到来する3月末日までを月割計算のうえ指定預金口座から初回振込日に引落します。
 - ロ. 継続の取扱基本料は、毎年4月の当行所定の日に、1年分を指定預金口座から引落します。

ただし、契約期間満了月までの期間が1年未満の場合は、取扱基本料を月割計算にて徴収します。
 - ハ. 振込期間中の解約時は、次回振込日の属する月から最初に到来する3月末日までの取扱基本料を月割計算のうえ返戻します。
- (3) 振込手数料は、振込のつど、振込金額とともに指定預金口座から引落します。
- (4) 指定預金口座の残高（未決済他店券等を除き当座貸越極度内の金額を含みます。）が振込日の15:00において前期(1)(2)(3)の引落とし金額に満たないとき、または指定預金口座に事故届が提出されているときは、特に通知することなくその月の振込は取止めいたします。

4. (引落済の通知または振込金受取書等の送付)

前期1. 2. 3. による預金の引落済通知または振込金受取書等の送付は省略させていただきます。

5. (振込の取消)

振込を行った結果、受取人の口座がない等の理由により、受取人の口座に入金できない場合は、その日の振込は取止めたものとして処理いたします。

6. (解約・変更等の届出)

この契約の振込期間中の解約、あるいはお振込内容を変更される場合は、振込日の前営業日までに当店へお届けのうえ、所定の手続きをおとりください。

なお、お届け前の振込については、当社はその責任を負いません。

7. (解約)

(1) この契約は、振込期間の満了をもって自動的に終了いたします。

なお、振込期間の指定がない場合は、当店へのお届けにより終了するものとします。

(2) この契約は、当行が必要と認めた場合はいつでも解約できるものといたします。

なお、これらの解約通知書は、省略させていただきます。

8. (免責)

この取扱いについてかりに紛議が生じても、当行はその責を負いません。

9. (規定の変更)

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変化、その他当行が相当の事由があると認める場合に、変更できるものとします。

また、この変更については、規定変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、ホームページでの告知その他相当の方法で周知します。

以 上